

小・中学生の通学中の安全確保に関するお願い

子どもたちの通学時の安全確保のため、保護者様及び地域の皆様のご協力をお願いします。

- ・保護者の方は、子どもたちが自転車に乗る際のヘルメット着用の徹底にご協力ください。
- ・通学中の自転車や歩行者がいる場合は、徐行にご協力ください。
- ・通学で児童・生徒が通る道路に接する土地所有者は、枝木等（ブロック塀を含む）の適切な管理にご協力ください。
- ・不審者を見かけた場合は、警察に通報や学校への連絡等にご協力ください。



【問合せ先】 学校教育課 施設グループ ☎ 029-240-7121（直通）

令和6年度 茨城町住宅リフォーム資金助成事業 を実施します

町では、町内の施工業者を利用して自己用住宅のリフォーム工事を行う町民の方に対して、その工事金額の一部を助成します。申請方法や添付書類等は都市整備課までお問い合わせ下さい。

▶助成対象者の要件

- (1) 町内に住民登録をしており、リフォームを行おうとする個人住宅を所有し、申請時においてその住宅に3年以上居住していること。事務所・店舗併用住宅は、個人の住居部分のみ。アパート、貸家は除く。
- (2) 申請時において、町税等、その他町に対する債務を滞納していないこと。
- (3) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない方。

▶助成対象リフォーム工事

- (1) 町内に住所を有する業者に依頼して、消費税を含んだ総額が100万円以上の工事。
- (2) 助成対象工事は住宅の外装・内装工事、建具工事、住宅設備工事等。
- (3) 申込み後、町より助成認定通知書が送られた後に工事を開始し、翌年2月末日までに終了する工事（既に着工している、もしくは工事完了済の住宅は対象になりません）。
- (4) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない住宅。

※助成の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても助成の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。

(例) 物置や車庫等の別棟工事、家電製品等の備品購入や取付け、門扉や塀等の工事、造園工事、シロアリ駆除等防虫工事、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽接続のための屋外配管工事 等

▶受付期間 5月15日(水)～6月14日(金)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

▶募集件数 18件

ただし募集件数を超える申込みがあったときは、抽選により助成対象者を決定します。

▶助成額 助成金の額は一律20万円です。

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116（直通）

あなたの地域の身近な相談相手

こんにちは 民生委員・児童委員 です



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

民生委員制度は、大正6年（1917年）5月12日に誕生した、歴史ある制度です。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員とは、厚生労働大臣からボランティアとして委嘱された、非常勤の公務員です。地域住民と、行政や専門機関などの「つなぎ役」を担っており、地域住民からの相談に広く応じています。

また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどに対する支援を行っています。民生委員が兼任しており、各担当区内の住民の相談・支援を行う「地区担当委員」と、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する「主任児童委員」に分かれています。

地域の皆さんの相談相手です

皆さんの悩みや心配事について相談をお受けし、解決に向けて、助言やお手伝いをします。

皆さんと行政のパイプ役です

皆さんが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。

各地区の民生委員・児童委員へご相談のある方は、下記までご連絡ください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

生ごみ処理容器等購入費補助制度のお知らせ

生ごみ処理容器等購入費補助制度について

町では、環境にやさしい循環型社会の実現を目指して、5R（不要なものを買わない・もらわない(Refuse)、減量(Reduce)、再使用(Reuse)、修理(Repair)、資源化(Recycle))を推進しています。

5Rを推進する施策として、生ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等の購入費用の一部を補助します。

▶補助額

種類	補助額
生ごみ処理容器（コンポスト）	購入費の2分の1（100円未満切り捨て）とし、3,000円を限度とします。
電気式生ごみ処理機	購入費の2分の1（100円未満切り捨て）とし、1万5,000円を限度とします。

▶申込期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（土・日・祝日を除く）

※受付数に限りがありますので、申請を検討されている方は、購入前にお問い合わせください。

▶補助金の交付対象（以下の要件をすべて満たす方）

1. 申請日が属する年度内に生ごみ処理容器等を購入する方
2. 過去5年以内にこの補助金を受けたことがない方
3. 町内に住民記録がある方
4. 申請者と申請者の同一世帯員が町税や使用料を滞納していない方
5. 生ごみ処理容器で生産した堆肥を適正に処理することができる方



詳しい補助要件や必要書類等については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）